

令和 年 月 日

欠格事由非該当誓約書

沖縄県知事 殿

私は、「家畜改良増殖法第 17 条第 1 項又は第 2 項第 3 号若しくは第 4 号」の規定に該当しないことを誓約します。

住 所

氏 名

印

生年月日

【参考】 家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 17 条第 1 項、第 2 項第 3 号及び第 4 号

第 1 項 この法律、家畜伝染予防法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律、獣医師法、獣医療法若しくは家畜商法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者には、前条第一項の免許を与えない。

第 2 項第 3 号 家畜伝染病予防法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、獣医師法、獣医療法若しくは家畜商法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者（前項に規定する者は除く。）

第 2 項第 4 号 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した者（前項に規定する者を除く。）